

投票立会人募集要項

1 概要

西粟倉村選挙管理委員会では、選挙の投票所で公正・適正に投票が行われるよう立ち会っていただく投票立会人（期日前投票を含む）を募集します。投票立会人への登録後は、選挙ごとにご都合を伺い、立会人として従事していただきます。募集は随時行っていますが、各選挙ごとに募集期限を設定しています。

2 主な仕事内容

- ・最初の投票に立ち会い、投票箱が空であることの確認
- ・選挙人が投票用紙に記載し、投票箱に投函することへの立ち会い
- ・投票に関する書類が正しく記載されていることの確認

3 募集要件

西粟倉村内に住所を有し、西粟倉村の選挙人名簿に登録されている人（18歳以上の方）

4 立会場所（当日投票所、期日前投票所）

あわくら会館（岡山県英田郡西粟倉村影石33番1）

5 立会時間

当日投票：午前7時00分～午後6時00分

期日前投票：午前8時30分～午後8時00分

6 報酬

当日投票・期日前投票とも日額12,000円

- ・所得税を源泉徴収します
- ・交通費の支給はありません

7 募集期間

随時募集を受け付けています。

※ただし、各選挙ごとに申込み期限を設けています

8 応募方法

「投票立会人応募用紙」に必要事項を記入の上、持参、郵送の方法により西粟倉村選挙管理委員会にご提出いただくか、電子フォームからお申し込みください。

電子フォームURL<https://logoform.jp/form/NWY6/726585>



9 選任までの流れ

- (1) 「投票立会人応募用紙」を選挙管理委員会事務局まで提出又は電子フォームで
※応募された選挙権をお持ちの方全員が登録されるため、登録完了の通知は行いません
- (2) 選挙管理委員会事務局で登録要件を確認し、投票立会人名簿に登録
- (3) 各選挙の日程が決定した後、選挙管理委員会事務局から名簿登録者へ立会いが可能な日を照会
- (4) 照会の結果をもって、投票立会人として従事していただく日程を調整し、日程確定通知を行う
※状況によりご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご了承ください

10 登録後の取り消し

登録後は、辞退の申出等ない限り継続しますが、下記に該当する場合は、投票立会人名簿の登録は取り消しとなります。

- (1) 村外への転出等、応募資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 西粟倉村選挙管理委員会へ取り消しの申出があった場合
- (3) 正当な理由なく自己都合により投票立会人の義務を欠いた場合
- (4) その他、西粟倉村選挙管理委員会が不相当と認めた場合

11 立ち会いに関する注意事項

投票立会人は、投票管理者のもとにおいて、投票事務の公正を確保するため公益代表として投票事務全般に立会う重要な職責を有します。投票立会人は、選挙人が自由な意思によって投票できるよう、次の事項に十分留意してください。

- (1) 投票立会人の職務執行に当たっては、投票の秘密保持には特に配慮してください。
- (2) 投票立会人は、業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはなりません。
- (3) 食事、手洗いその他でやむを得ず席を離れる場合は、投票管理者に報告をしてください。
なお、席を立つときは同時に2人が席を立たないようにしてください。
- (4) 立会時間中に投票所から外出することはできません。食事や休憩は、あわくら会館内でとっていただきます。
- (5) 選挙立会中の携帯電話、スマートフォンの使用は控えてください。
- (6) 円滑な投票所の運営にご協力ください。

12 その他

- ・投票立会人として正式に選任され、日時・場所を指定された場合には、病気や事故その他やむを得ない理由がある場合を除き、投票立会人を辞職することはできません（公職選挙法第38条第5項）。万が一、やむを得ない理由で、立ち会いができなくなった際には、速やかに西粟倉村選挙管理委員会にご連絡ください。
- ・期日前投票、当日選挙とも昼食を用意します。
- ・投票立会人をするために特別な知識は必要ありませんので、事前講習会等はありません。

【申込み・問合せ】

〒707-0503 岡山県英田郡西粟倉村影石33番地1 電話：0868-79-2111
西粟倉村選挙管理委員会事務局（西粟倉村役場総務企画課内）